

コーデックス

1. 根拠法令等

- ・ Guidelines for the use of Flavourings (CAC/GL 66-2008)
- ・ Codex General Standard for the Labelling of Food Additives when sold as such (CODEX STAN 107-1981)
- ・ General Standard for the Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985)

2. 香料製品の表示

フレーバーの安全な使用に関するガイドライン (CAC/GL 66-2008) の 6.0 に表示に関する項目が定められている。それによると、「フレーバー製品への表示は、『食品添加物をそのまま販売する場合の表示に関する一般基準(CODEX STAN 107-1981)』の要求事項に基づいて行うこと」と定められている。以降 STAN107-1981 の記載内容を簡単に記す：

一般原則

1. 食品添加物製品のラベルは、誤りがあったり、誤認を起こさせるもしくは欺くような内容であったり、又は製品の特性に関して誤った印象を与えるおそれのある方法で表示されていたりしてはならない。
2. 食品添加物製品のラベルに用いられる言い回しや絵表示、あるいは他のいかなる手段も、直接的にも間接的にも、その食品添加物が混同される可能性のある製品を想起させたり、あるいは購入者や消費者が、その食品添加物がそういった製品に由来したり何らかの関連があると考えるように誘導されたりすることがあってはならず、そのような手段を用いて食品添加物製品のラベル表示を行ってはならない。たとえば、“XX フレーバー”という用語は、そのフレーバー製品が XX に由来するものではなくても、“XX”のフレーバーを再現するようなものであれば、その製品の表示に使用することが出来る

小売用製品の表示(4)：必要とされる内容は以下の通り。

1. 食品添加物の詳細(4.1)：

(ア) フレーバーの場合は、個々の物質名を記載する必要はなく、“フレーバー”“フレーバーリング”といった一般的な言い回しに、さらにそのフレーバー製品の本質を示す用語を加えて使用することができる。“フレーバー”“フレーバーリング”といった言い回しは、そうした方がより適切であれば、“ナチュラル”“ネーチャーアイデンティカル”“アーティフィシャル”もしくはこれらの組み合わせによりさらに性格づけられる。この条項はフレーバーモディファイヤーには適用しないが、ハーブとスパイスには適用され、適切な場合には一般的な表現も使用することが出来る。

(イ) シェルフライフが 18 ヶ月を超えない製品の場合には、“少なくとも～まで品質は保持される” (“will keep at least until”) と言った表現を用いて、最少耐用期間を表示する必要がある。

(ウ) “食品用”(For food use)、あるいはそれと同様の表示を、ラベルの目立つところに掲げなければならない。

2. 保存と使用の方法(4.2)：保管の方法と、食品への使用の方法について正確な情報を記載すること。

3. 正味の含量(4.3)：販売先の国での要求事項に応じ、メートル法、ポンド法、あるいはその双方

で表示を行う。

(ア)液体の場合、容量あるいは重量

(イ)固体の場合、錠剤の形で販売される場合を除き、重量

(ウ)半固体あるいは粘性の場合、重量か容量

(エ)錠剤の形で販売される場合、一包装単位毎の錠剤数

4. 名前と住所(4.4)：(製造者、包装者、流通者、輸入者、輸出者あるいは販売者のいずれか)
5. 原産国(4.5)：(記載しないことで消費者に誤認を与える場合。なお、第三国で化学的あるいは物理的性質の変更が行われる場合、その加工が行われたところが原産国となる)

6. ロット(4.6)：コード、あるいは製造所とそのロットが明確になるような形で表示すること。

・小売以外の表示

・食品添加物の詳細(5.1)：

・フレーバーの場合は、個々の物質名を記載する必要はなく、“フレーバー”“フレーバーリング”といった一般的な言い回しに、さらにそのフレーバー製品の本質を示す用語を加えて使用することができる。“フレーバー”“フレーバーリング”といった言い回しは、そうした方がより適切であれば、“ナチュラル”“ネーチャーアイデンティカル”“アーティフィシャル”もしくはこれらの組み合わせによりさらに性格づけられる。この条項はフレーバーモディファイヤーには適用しないが、ハーブとスパイスには適用され、適切な場合には一般的な表現も使用することが出来る。

・シェルフライフが 18 ヶ月を超えない製品の場合には、“少なくとも～まで品質は保持される”(“will keep at least until”)と言った表現を用いて、最少耐用期間を表示する必要がある。

・“食品用”(For food use)、あるいはそれと同様の表示を、ラベルの目立つところに掲げなければならない。

・保存と使用の方法(5.2)：保管の方法と、食品への使用の方法について正確な情報を記載すること。

・正味の含量(5.3)：販売先の国での要求事項に応じ、メートル法、ポンド法、あるいはその双方で表示を行う。

・液体の場合、容量あるいは重量

・固体の場合、重量

・半固体あるいは粘性の場合、重量か容量

・名前と住所(5.4)：(製造者、包装者、流通者、輸入者、輸出者あるいは販売者のいずれか)

・原産国(5.5)：(記載しないことで消費者に誤認を与える場合。なお、第三国で化学的あるいは物理的性質の変更が行われる場合、その加工が行われたところが原産国となる)

・ロット(5.6)：コード、あるいは製造所とそのロットが明確になるような形で表示すること。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

同じく(CAC/GL 66-2008)の6.0によると、「添加されたフレーバーを含む食品の表示は、『包装済み食品の表示に関する一般基準(Codex STAN 1-1985)』の要求事項に基づいて行うこと」と定められている。以降 STAN1-1985 の記載内容を簡単に記す：

3.1 包装食品は、いかなるラベル若しくは表示において、虚偽の、誤認させる若しくは欺くような方法により、又はその特性に関して誤った印象を与える恐れのある方法により、記載若しくは提示されてはならない。

3.2 包装食品は、いかなるラベル上若しくは表示において、当該食品と混同される可能性のある他

の製品に言及する若しくは直接的若しくは間接的にそうした製品を示唆する語句、絵、又は当該食品がそのような他の製品と関係があるかの如く購入者若しくは消費者を惑わせるような方法によって、記載又は提示されてはならない。

4.2.3.4 以下の分類名は、以下の各分類に該当し、食品への使用が一般的に許可されている食品添加物の一覧に掲げられているものについて用いることができる。

- ・香料及び着香料
- ・「flavour」という表現は、必要に応じ、「natural」、「nature identical」、「artificial」又はこれらの用語の組み合わせを追加することができる。

4. その他

アレルギー表示

『食品添加物をそのまま販売する場合の表示に関する一般基準(Codex STAN 107-1981)』には、特にアレルギー表示に関する条項は存在しない。ただし、7.1 に「必要であれば、表示に関するその他のコーデックス基準の採用を妨げるものではない」とあるため、場合によっては『包装済み食品の表示に関する一般基準(Codex STAN 1-1985)』に倣った表示を行う必要があると考えられる。

『包装済み食品の表示に関する一般基準(Codex STAN 1-1985)』の4.2.1.4には「下に掲げる食品及び原材料は、過敏症の原因となることが知られており、常に表示しなければならない。」とあり、以下の記載がある：

- ・グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦又はこれらの交雑種及びこれらの製品）
- ・甲殻類及びその製品
- ・卵及び卵製品
- ・魚類及び水産製品
- ・ピーナッツ、大豆及びその製品
- ・乳及び乳製品（乳糖を含む）
- ・木の実及びナッツ製品
- ・濃度が 10 mg/kg 以上である亜硫酸塩

「本一覧への追加又は削除は、コーデックス食品表示部会が FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA) の与える助言を考慮し、検討を行う。」との脚注がある。

GMO 表示

『食品添加物をそのまま販売する場合の表示に関する一般基準(Codex STAN 107-1981)』には特に GMO 表示に関する条項は存在しない。

『包装済み食品の表示に関する一般基準(Codex STAN 1-1985)』の4.2.2には、「バイオテクノロジーによって得られた食品又は原材料中に、4.2.1.4 に列記されたいずれかの食品に由来するアレルギーが存在している場合には、その旨を表示しなければならない。」とある。

宗 教

ハラール

イスラム教徒（ムスリム）が食べることを神に許されたものを HALAL 食品という。逆に禁じられているものは HARAM 食品という。HALAL はアラビア語で、「許された」、「合法的」という意味。

1. 根拠

クルアーン

第二章 173

かれがあなたがたに、食べることを禁じられるものは、死肉、血、豚肉、およびアッラー以外の名で供えられたものである。だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合は罪にはならない。アッラーは寛容にして慈悲深い方であられる。

第五章 3

あなたがたに禁じられたものは、死肉、血、豚肉、アッラー以外の名を唱え殺されたもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、角で突き殺されたもの、野獣が食い残したものの、ただしあなたがたがその止めを刺したものは別である。また石壇に犠牲とされたもの、籤で分配されたものである。これらは忌まわしいものである。今日、不信心な者たちはあなたがたの教えを打破することを断念した。だからかれらを畏れないでわれを畏れなさい。今日われはあなたがたのために、あなたがたの宗教を完成し、またあなたがたに対するわれの恩恵を全うし、あなたがたのための教えとして、イスラームを選んだのである。しかし罪を犯す意図なく、飢えに迫られた者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。

第五章 90

あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。

第五章 91

悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとすることである。それでもあなたがたは慎まないのか。

第五章 96

海で漁撈し、また獲物を食べることは、あなたがたにも旅人にも許されている。だが陸上の狩猟は、巡礼着の間は禁じられる。アッラーを畏れなさい。あなたがたはかれの御許に集められるのである。

第六章 121

またアッラーの御名が唱えられなかったものを食べてはならない。それは実に不義な行いである。しかし悪魔は、自分の友を唆し、あなたがたと議論させようとする。あなたがたがもしかれらに従うならば、あなたがたは正に多神教徒である。

2. ハラール食品の実際

ムスリムは上記のようにクルアーンに書かれた神の言葉によって次のような食品を食べることを禁じられている。

豚及び豚由来製品。

犬、猛禽類、猛獣。

アッラー以外の名のもとで殺された動物。

人間の体から作られるもの。

人を酔わせるもの。

3. ハラール認証

ハラールは各国、各地域に認証団体がある。認証団体で相互に認証を認め合い、ハラールの統一を目指す動きがあるが、現時点ではまだ統一した認証はない。以下に日本及び東南アジアの主要な認証団体を記す。

日本ムスリム協会

Jabatan Kemajuan Islam Malaysia (JAKIM)

Lembaga Pengkajian Pangan Obat-obatan dan Kosmetika Majelis Ulama Indonesia (LPPOM-MUI)

Majelis Ugama Islam Singapore (MUIS)

The Central Islamic Committee of Thailand (CICOT)

コーシャー

ユダヤ教徒の食事規定に書かれた食べてよい食品のこと。
KOSHER はヘブライ語で、「正しい」、「正当な」という意味。

1. 根拠

旧約聖書

レビ記 第 11 章 1 節から

主はまたモーセとアロンに言われた、

「イスラエルの人々に言いなさい、『地にあるすべての獣のうち、あなたがたの食べることができる動物は次のとおりである。

獣のうち、すべてひずめの分かれたもの、すなわち、ひずめの全く切れたもの、反芻するものは、これを食べることができる。

ただし、反芻するもの、またはひずめの分かれたもののうち、次のものは食べてはならない。すなわち、らくだ、これは、反芻するけれども、ひずめが分かれていないから、あなたがたには汚れたものである。

岩たぬき、これは、反芻するけれども、ひずめが分かれていないから、あなたがたには汚れたものである。

野うさぎ、これは、反芻するけれども、ひずめが分かれていないから、あなたがたには汚れたものである。

豚、これは、ひずめが分かれており、ひずめが全く切れているけれども、反芻することをしないから、あなたがたには汚れたものである。

あなたがたは、これらのものの肉を食べてはならない。またその死体に触れてはならない。これらは、あなたがたには汚れたものである。

水の中にいるすべてのもののうち、あなたがたの食べることができるものは次のとおりである。すなわち、海でも、川でも、すべて水の中にいるもので、ひれと、うろこのあるものは、これを食べることができる。

すべて水に群がるもの、またすべての水の中にいる生き物のうち、すなわち、すべて海、また川にいて、ひれとうろこのないものは、あなたがたに忌むべきものである。

これらはあなたがたに忌むべきものであるから、あなたがたはその肉を食べてはならない。またその死体は忌むべきものとしなければならない。

すべて水の中において、ひれも、うろこもないものは、あなたがたに忌むべきものである。

鳥のうち、次のものは、あなたがたに忌むべきものとして、食べてはならない。それらは忌むべきものである。すなわち、はげわし、ひげはげわし、みさご、とび、はやぶさの類、もろもろのからすの類、だちょう、よたか、かもめ、たかの類、ふくろう、う、みみずく、むらさきばん、ペリカン、はげたか、こうのとり、さぎの類、やつがしら、こうもり。

また羽があつて四つの足で歩くすべての這うものは、あなたがたに忌むべきものである。

ただし、羽があつて四つの足で歩くすべての這うもののうち、その足のうえに、跳ね足があり、それで地の上をはねるものは食べることができる。

すなわち、そのうち次のものは食べることができる。移住いなごの類、遍歴いなごの類、大いなごの類、小いなごの類である。

しかし、羽があつて四つの足で歩く、そのほかのすべての這うものは、あなたがたに忌むべきもので

ある。

あなたがたは次の場合に汚れたものとなる。すなわち、すべてこれらのものの死体に触れる者は夕まで汚れる。

すべてこれらのものの死体を運ぶ者は、その衣服を洗わなければならない。彼は夕まで汚れる。

すべて、ひずめの分かれた獣で、その切れ目の切れていないもの、また、反芻することをしないものは、あなたがたに汚れたものである。すべて、これに触れる者は汚れる。

すべて四つの足で歩く獣のうち、その足の裏のふくらみで歩くものは皆あなたがたに汚れたものである。すべてその死体に触れる者は夕まで汚れる。

その死体を運ぶ者は、その衣服を洗わなければならない。彼は夕まで汚れる。これは、あなたがたに汚れたものである。

地にはう這うのものうち、次のものはあなたがたに汚れたものである。すなわち、もぐらねずみ、とびねずみ、とげ尾とかげの類、やもり、大とかげ、とかげ、すなとかげ、カメレオン。

もろもろの這うものうち、これらはあなたがたに汚れたものである。すべてそれらのものが死んで、それに触れる者は夕まで汚れる。

またそれらのものが死んで、それが落ちかかった物はすべて汚れる。木の器であれ、衣服であれ、皮であれ、袋であれ、およそ仕事に使う器はそれを水に入れなければならない。それは夕まで汚れているが、そののち清くなる。

またそれらのものが、土の器の中に落ちたならば、その中にあるものは皆汚れる。あなたがたはその器をこわさなければならない。

またすべてその中にある食物で、水分のあるものは汚れる。またすべてそのような器の中にある飲み物も皆汚れる。

またそれらのものの死体が落ちかかったならば、その物はすべて汚れる。天火であれ、かまどであれ、それをこわさなければならない。これらは汚れたもので、あなたがたに汚れたものとなる。

ただし、泉、あるいは水の集まった水たまりは汚れない。しかし、その死体に触れる者は汚れる。

それらのものの死体が、まく種の上に落ちて、それは汚れない。

ただし、種の上に水がかかっている、その上にそれらのものの死体が、落ちるならば、それはあなたがたに汚れたものとなる。

あなたがたの食べる獣が死んだ時、その死体に触れる者は夕まで汚れる。

その死体を食べる者は、その衣服を洗わなければならない。夕まで汚れる。その死体を運ぶ者も、その衣服を洗わなければならない。夕まで汚れる。

すべて地にはう這うものは忌むべきものである。これを食べてはならない。

すべて腹ばい行くもの、四つ足で歩くもの、あるいは多くの足をもつもの、すなわち、すべて地にはう這うものは、あなたがたはこれを食べてはならない。それらは忌むべきものだからである。

あなたがたはすべて這うものによって、あなたがたの身を忌むべきものとしてはならない。また、これをもって身を汚し、あるいはこれによって汚されてはならない。

わたしはあなたがたの神、主であるから、あなたがたはおのれを聖別し、聖なる者とならなければならない。わたしは聖なる者である。地にはう這うものによって、あなたがたの身を汚してはならない。

わたしはあなたがたの神となるため、あなたがたをエジプトの国から導き上った主である。わたしは聖なる者であるから、あなたがたは聖なる者とならなければならない』。

これは獣と鳥と、水の中に動くすべての生き物と、地に這うすべてのものに関するおきてであって、汚れたものと清いもの、食べられる生き物と、食べられない生き物とを区別するものである。

出典：『聖書 [口語]』日本聖書協会、1955 年

2. コーシャー食品の実際

蹄が全く分かれ、反芻をする動物は食べることができる。これに該当しない、ウサギ、豚などは食べることが禁じられている。

食べてよい動物でも規定に従った処理方法で血抜きされた動物しか食べることはできない。

ヒレと鱗のあるものは食べることができる。カニやエビなどの甲殻類、鱗がないウナギは食べることができない。

肉類と乳製品を一緒に食することが禁じられている。

3. コーシャーマーク

「K」「U」「V」といった印の入っているものがコーシャー食品の印である。

関連法令リンク一覧

インド

根拠法令等

Food Safety and standards (Packaging and Labelling) regulation, 2011

[http://fda.up.nic.in/Legislation/regulations_2011/Food%20Safety%20and%20standards%20\(Packaging%20and%20Labelling\)%20regulation,%202011.pdf](http://fda.up.nic.in/Legislation/regulations_2011/Food%20Safety%20and%20standards%20(Packaging%20and%20Labelling)%20regulation,%202011.pdf)

インドネシア

根拠法令等

(インドネシア語)

PERATURAN MENTERI KESEHATAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 033 TAHUN 2012 TENTANG BAHAN TAMBAHAN PANGAN

http://www.pom.go.id/pom/hukum_perundangan/pdf/BTP_033.pdf

(英語)

REGULATION OF MINISTER OF HEALTH OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
NO. 033 YEAR 2012 ON FOOD ADDITIVES WITH THE GRACE OF THE ALMIGHTY GOD MINISTER OF HEALTH OF THE REPUBLIC OF INDONESIA

<http://usdaindonesia.org/wp-content/uploads/2012/08/permenkes-033-2012-translation.pdf>

(インドネシア語)

PERATURAN KEPALA BADAN PENGAWAS OBAT DAN MAKANAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955 TAHUN 2011 TENTANG PENDAFTARAN PANGAN OLAHAN

http://members.wto.org/crnattachments/2012/tbt/IDN/12_2446_00_x.pdf

(英語)

REGULATION OF HEAD OF DRUG AND FOOD CONTROL AGENCY OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NO. HK. 03. 1. 5. 12. 11. 09955 YEAR 2011 CONCERNING PROCESSED FOOD REGISTRATION WITH THE GRACE OF THE ALMIGHTY GOD HEAD OF DRUG AND FOOD CONTROL AGENCY OF THE REPUBLIC OF INDONESIA

<http://72.249.183.113/wp-content/uploads/2012/06/Pendaftaran-Pangan-Olahan-translation-9955.pdf>

韓国

根拠法令等

食品などの表示基準[食品医薬品安全庁告示第 2012-140 号、2012. 12. 31、一部改正]

식품 등의 표시 기준 [식품의약품안전청고시 제 2012-140 호, 2012. 12. 31, 일부개정]

<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2000000022089#AJAX>

食品衛生法

식품위생법

<http://www.law.go.kr/lSsc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&query=%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9C%84%EC%83%9D%EB%B2%95&x=25&y=6#liBgcolor0>

遺伝子組換え食品の表示に関する HP

GMO 표시

<http://www.kfda.go.kr/gmo/index.do?nMenuCode=24>

遺伝子組換え食品等の表示基準

[施行 2012. 8. 24] [食品医薬品安全庁告示第 2012-67 号、2012. 8. 24、他法改正]

유전자재조합식품등의 표시기준[식품의약품안전청고시 제 2012-67 호, 2012. 8. 24, 타법 개정]

<http://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2000000020799>

シンガポール

根拠法令等

SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283) SECTION 56 (1)、Food regulations の PartIII (General provisions) の第 5 章 General requirements for labelling

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=9dd166c4-3a6d-4838-b141-bcf142d83496;query=Status%3Acurinforce%20Type%3A%20Content%3A%22food%22%20Content%3A%22regulations%22;rec=5;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fsearch%2Fsummary%2Fresults.w3p%3Bquery%3DStatus%253Acurinforce%2520Type%253A%2520Content%253A%2522food%2522%2520Content%253A%2522regulations%2522#pr5-he->

タイ王国

根拠法令等

保健省通達 (Notification of the Ministry of Public Health)

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/web_cms/subcol.php?SubCol_ID=77&Col_ID=14

No. 194 B. E. 2543 (2000) Re : Labels.

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1147232514_194-43\(update\).pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1147232514_194-43(update).pdf)

No. 221 B. E. 2544 (2001) Re : Prescribed Foods to Show Food Serial Number on Food Labels.

http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148369922_221-44.pdf

No. 223 B. E. 2544 (2001) Re : Flavouring Agents.

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148370158_223-44\(1\).pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148370158_223-44(1).pdf)

No. 251 B. E. 2545 (2002) Re : Labelling of Food Obtained Through Certain Techniques of Genetic Modification / Genetic Engineering.

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1147228494_251-45\(1\).pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1147228494_251-45(1).pdf)

No. 252 B. E. 2545 (2002) Re : Labels (No.2) .

[http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148399253_252-45\(1\).pdf](http://iodinethailand.fda.moph.go.th/fda/new/images/cms/top_upload/1148399253_252-45(1).pdf)

台灣

根拠法令等

食品衛生管理法

<http://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=44&k=%u98DF%u54C1%u885B%u751F%u7BA1%u740>

食品衛生管理法施行細則

<http://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=45&k=%u98DF%u54C1%u885B%u751F%u7BA1%u740>

食品添加物使用範圍及限量暨規格標準

<http://consumer.fda.gov.tw/Law/FoodAdditivesList.aspx?nodeID=521>

行政院衛生署公告

衛署食字第 620406 号

<http://www.fda.gov.tw/TC/includes/GetFile.ashx?mID=133&id=8800&chk=01cae651-db13-44f7-ace3-13633a8b523a>

衛署食字第 661891 号

<http://www.fda.gov.tw/TC/includes/GetFile.ashx?mID=133&id=8801&chk=62e49a65-24ed-46e2-9f61-92a8e7d37a2c>

衛署食字第 0890020449 号

<http://www.fda.gov.tw/TC/includes/GetFile.ashx?mID=133&id=9546&chk=1a11ccde-e126-43a8-abcc-897203a4fa21>

衛署食字第 0920045509 号

<http://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lawid=65&k=%u98DF%u54C1%u885B%u751F%u7BA1%u7406%u6CD5%u7B2C%u5341%u4E03%u689D>

衛署食字第 0900011746 号

<http://www.fda.gov.tw/TC/includes/GetFile.ashx?mID=133&id=8580&chk=8a27bf49-5a8c-4a76-833f-8d8ea99ae306>

中国

根拠法令等

食品安全法

中华人民共和国食品安全法(中国食品安全法)

http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246367.htm

中华人民共和国国务院令（第 536 号）—乳品质量安全监督管理条例(乳製品品質安全監督管理条例)

http://www.gov.cn/flfg/2008-10/10/content_1116877.htm

国家质量监督检验检疫总局第 75 号令 《定量包装商品计量监督管理办法》

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/zjl20052006/200610/t20061027_12255.htm

中华人民共和国食品安全法实施条例（中国食品安全法实施条例）

http://www.gov.cn/zwgk/2009-07/24/content_1373609.htm

进出口预包装食品标签检验监督管理规定(輸出入包装済み食品表示検査監督管理規定)

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2012/201203/t20120305_239034.htm

GB 7718-2011 食品安全国家标准 预包装食品标签通则（包装済み食品表示通則）

<http://www.moh.gov.cn/zwgkzt/pgg/201105/51641.shtml>

QB/T1505-2007 食用香精

<http://www.sndjds.gov.cn/%E9%80%9A%E7%94%A8%E7%BB%86%E8%8A%82.aspx?id=1793>

QB/T 4003-2010 食用香精标签通用要求（食用香料の表示に関する一般要求）

リンクなし

バングラデシュ

根拠法令等

Product Labelling Policy, 2006

英文 (概略)

<http://www.bsti.gov.bd/productLevelingPol.html>

フィリピン

根拠法令等

Administrative Order No. 88-B s. 1984: Rules and regulations Governing the labeling of prepackaged Food Products Distributed in the Philippines
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000085/furoku2.pdf>

ベトナム

根拠法令等

食品安全法 第 55/2010/QH12

(英語 (6 条まで))

<http://asemconnectvietnam.gov.vn/lawdetail.aspx?lawid=1844>

(ベトナム語)

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25606

食品衛生に関する一般規定(食品衛生法) : 12/2003/PL-UBTVQH11

(ベトナム語)

http://www.spsvietnam.gov.vn/Lists/VBPQ_VN/Attachments/104/12-2003-PL-UBTVQH11_V.doc

(ID を求められるが何も入力せず入力画面を消すと文書が表示される)

(USDA による英訳)

<http://www.fas.usda.gov/gainfiles/200308/145985864.pdf>

食品衛生に関する条例(食品衛生法施行規則) : 163/2004/ND-CP

(ベトナム語)

http://www.spsvietnam.gov.vn/Lists/Ti liu/Attachments/311/163-2004-ND-CP_V.doc

(ID を求められるが何も入力せず入力画面を消すと文書が表示される)

(英語)

<http://www.business.gov.vn/assets/d7a0fca0845a4098bec23efdf229ac15.pdf>

商品の表示に関する政府議定第 89/2006/ND-CP

(英語)

<http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/Attachments/915/ND8906CPe.doc>

事務連絡 第 89/2006/ND-CP の実施に関する事務連絡 No. 09/2007/TT-BKHCHN

(英語)

http://moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=3970

加工食品の表示に関する通知 15/2000/TT-BYT

(ベトナム語)

http://www.medinet.hochiminhcity.gov.vn/vsattp/vanban/15-2000_TT-BYT.htm

食品安全に関するいくつかの法律の詳細説明 38/2012/ND-CP

(ベトナム語)

pdf ファイル

<http://vfa.gov.vn/doc/download/nghi-dinh-so-382012nd-cp-cua-chinh-phu-quy-dinh-chi-tiet-thi-hanh-mot-so-dieu-cua-luat-an-toan-thuc-pham-149.vfa>

txt ファイル

http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=158155